

松江市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則ほか1規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月 21 日

松江市教育委員会 教育長 藤原 亮彦



松江市教育委員会規則第 11 号

松江市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 12 号

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市立幼稚園学則の一部を改正する規則

松江市立幼稚園学則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(預かり保育及び一時預かり保育の実施) 第 20 条 次に掲げる幼稚園において、在園する園児の保護者が希望するときは、預かり保育を当該園児に月単位又は長期休業期間(第 6 条第 3 号から第 6 号までに規定する休業日を基準とし、年度ごとに教育委員会が別に定める期間をいう。以下同じ。)単位で行う。 (1)～(7) 略 <u>(8) 松江市立持田幼稚園</u> <u>(9)～(13)</u> 略 2～4 略	(預かり保育及び一時預かり保育の実施) 第 20 条 次に掲げる幼稚園において、在園する園児の保護者が希望するときは、預かり保育を当該園児に月単位又は長期休業期間(第 6 条第 3 号から第 6 号までに規定する休業日を基準とし、年度ごとに教育委員会が別に定める期間をいう。以下同じ。)単位で行う。 (1)～(7) 略 <u>(8)～(12)</u> 略 2～4 略

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 21 日から施行する。